



令和5年9月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案2件、新設条例案1件を提出予定です。

一部改正条例案

番号	条例案の概要
1	<p>長野県子どもを性被害から守るための条例の一部を改正する条例案</p> <p>刑法の一部改正に伴い、新設された16歳未満の者に対する面会要求等の罪に当たる行為による被害を性被害の定義に加えるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>次世代サポート課 026-235-7087 (FAX) E-mail: jisedai@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>旅館業法施行条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>旅館業法の一部改正に伴い、次のとおり改正します。</p> <p>(1) 旅館業法施行条例 旅館業法を引用している規定について、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 長野県手数料徴収条例 事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に係る承認手続が定められたことに伴い、当該承認に係る審査手数料の額を1件につき7,700円と定めます。</p> <p>(生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p>

番号	条例案の概要
3	<p>長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例案</p> <p>太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るため、次のとおり定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者及び県の責務並びに市町村との連携を定めます。 (2) 景観及び環境の保全措置の検討について定めます。 (3) 事業基本計画書の提出及び事業基本計画説明会の開催について定めます。 (4) 土砂災害の発生の恐れが高い区域等（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとするときの許可申請の手続について定めます。 (5) 特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとするときの届出の手続について定めます。 (6) 太陽光発電施設の適切な維持管理について定めます。 <p style="text-align: right;">（令和6年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>環境政策課ゼロカーボン推進室</p> <p style="text-align: center;">026-235-7491（FAX） E-mail: zerocarbon@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

**確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る**

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）	
担 当	総務部情報公開・法務課法務係 重野、根本
電 話	026-235-7057（直通） 026-232-0111（代表） 内線 2287
F A X	026-235-7370
電子メール	kokai@pref.nagano.lg.jp

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例案について

環境政策課ゼロカーボン推進室

1 目的

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

2 責務及び連携

	対象者	責務又は連携の内容
責務	事業者	太陽光発電施設が景観、自然環境その他の地域環境に調和するよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努める。
	県	地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るために必要な施策を総合的に推進する。
連携	県・市町村	県は、太陽光発電事業の推進に当たっては、市町村と相互に情報を共有するとともに、市町村が太陽光発電事業に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

3 対象施設

発電出力10kW以上の太陽光発電施設（建築物に設置するものを除く。）

4 景観及び環境の保全のための措置の検討

(1) 景観

全ての区域において景観保全のための措置の検討を義務付け

(2) 環境

特に環境影響が懸念される区域に一定規模（50kW）以上の太陽光発電施設を設置する場合は、環境に及ぼす影響を整理し、環境保全策の検討の義務付け

5 事業基本計画の手続

(1) 事業基本計画書の提出を義務付け

（設置場所、出力、環境・景観の保全のための措置の検討、維持管理等）

(2) 事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け

6 許可申請又は届出の手續

(1) 許可

特定区域*に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

※地域森林計画対象区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

(2) 届出

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事に届出なければならない。

7 維持管理

(1) 良好な状態の維持、災害等の防止、環境の保全等に関する計画の作成・提出の義務付け

(2) 作成した計画に従った維持管理の義務付け

8 附属機関の設置

次に掲げる事案について調査審議するため、関係分野の専門家から構成する執行機関の附属機関を設置

(1) 許可（変更許可を含む。）申請のうち、土砂災害特別警戒区域に係る事案

(2) 土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令

(3) その他専門的見地からの意見が必要となる事案

9 実効性の確保

(1) 事業の透明性の確保

事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、その情報を公開

(2) 違反事実の公表

許可の取消し又は措置命令を行ったとき等

(3) 罰則（過料5万円以下）

無許可（変更の許可を含む。）設置、報告・資料の提出に応じない、立入検査に応じない等

(4) その他

指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告

10 施行期日

令和6年4月1日